

平成30年8月3日

## 任期付研究員（臨床栄養研究部栄養療法研究室研究員）の公募について

- 1 職名及び人員 臨床栄養研究部栄養療法研究室研究員（任期付・若手型） 1名
- 2 業務内容及び当方の希望条件
  - (1) 業務内容

現在、増加の一途を辿っている糖尿病をはじめとする生活習慣病は、複数の遺伝因子に加えて環境要因が組み合わさって発症する多因子病である。我々はこれまでに新規の2型糖尿病感受性遺伝子を同定してきたが、環境要因としてさまざまな食習慣による腸内細菌の変化が着目されてきている。

今回公募を行う臨床栄養研究部栄養療法研究室研究員は、生活習慣病の遺伝素因と腸内細菌との相互作用の分子機構の研究を推進する。さらに、食事の内容の違いによってどのように腸内細菌が変化するのか、代謝産物の変化が生活習慣病発症にどのような関連するのか解析を行う。
  - (2) 当方の希望条件
    - ア ヒトの遺伝素因や代謝産物に関する研究実績経験を有する者
    - イ 医学、薬学、生物学、栄養学等の分野における博士の学位を有する者あるいはそれと同等の能力を有する者
    - ウ 研究所内チーム及び対外的な活動を円滑に進めるためのコミュニケーション能力を有すること。
3. 提出書類（共通）
  - (1) 履歴書（写真貼付）
  - (2) これまでの研究成果の概要（800字以内）
  - (3) 研究業績等一覧（目録）

様式は、当研究所のホームページ（研究員応募用）を参照。  
ホームページアドレス：<http://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/besshi.pdf>  
※同じ内容のものであれば異なる様式でも差し支えない。
  - (4) 主要論文別刷（5編以内）
  - (5) 今後の抱負（1200字以内）
4. 応募締切日 平成30年9月7日（金） 17:00必着
5. 採用予定日：平成30年11月1日（予定）

応募者の希望によっては調整可能
6. 任用予定期間：採用日から平成35年3月31日まで（6ヶ月間の試用期間を含む）

## 7. 処遇

給与及び勤務条件等については、当研究所の「任期付研究員の採用及び給与に関する規程」によります。

※ 給与については、国家公務員に準拠し改定されます。

※ 給与規程は以下のアドレスで確認できます。

ホームページアドレス：[http://www.nibiohn.go.jp/eiken/about/kan\\_top.html](http://www.nibiohn.go.jp/eiken/about/kan_top.html)

(情報公開>関連法規等 を参照)

※ その他諸手当は国の「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」に準拠します。

## 8. 書類提出先

〒162-8636 東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 所長 阿部圭一

※応募書類の封筒には『臨床栄養研究部栄養療法研究室研究員（任期付）応募』と朱書きのうえ、当職宛「親展」とし、書留にて郵送のこと。

## 9. 問い合わせ先

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部健栄研総務課長 川又

電話：03-3203-5721（内線 4004）メール：[eiken-syomu@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-syomu@nibiohn.go.jp)

## 10 その他

選考の過程において面接することもある。ただし、その際の交通費等については応募者の負担とします。

なお、内閣府まち・ひと・しごと創生本部において「国立健康・栄養研究所（東京都新宿区）の全部移転に向けて、移転の詳細や地元の受け入れ体制について、大阪府と厚生労働省・当該機関の間で調整を行い、平成28年度中に成案を得ることとする。」との政府関係機関移転基本方針が平成28年3月22日に決定され、平成29年3月31日に厚生労働省、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所及び大阪府の連名で「国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針」が決定された。

※移転が決定し、単身赴任にて赴任する場合は、規定による単身赴任手当が支給されます。